



保健福祉センター

発信@みなくる

「福祉灯油」の手続きお済ですか？



町では灯油価格の高騰に伴い、高齢者や障がい者世帯、または、ひとり親世帯などの低所得世帯に対し灯油の購入費用の一部を助成します。

対象世帯

65歳以上の単身世帯および夫婦世帯（収入制限あり）
世帯主または同居の親族が障がい者の世帯（収入制限あり）
ひとり親で児童扶養手当受給世帯 単身世帯
収入制限とは、年収が単身世帯で80万円、世帯員が1人増えるごとに40万円加算した額以下のこと。

助成額

灯油1リットル当たり25円
（800リットルを限度）

助成期間

平成19年12月1日から平成20年3月31日
までの間の購入分

助成方法

申請して助成対象となった場合に「助成券」を発行します。町内の灯油販売店にその「助成券」を提示した場合、その時の購入灯油の単価から25円を差し引いて購入することができます。助成の対象は、町内の灯油販売店に限りますのでご注意ください。



その他

助成期間が終了したときは、すみやかに「助成券」を役場保健福祉課社会福祉係に返却してください。

申請方法などの詳細は、同係までお問い合わせください。（☎ 52 2211）

みなくるでも、印鑑登録証明書と住民票の発行を行なっていますので、ご利用ください。

保健福祉センター みなくる

保健福祉課 ☎ 52 2211 FAX 39 7020
地域包括支援センター ☎ 52 2211
社会福祉協議会 ☎ 39 7711 FAX 52 3711